

ヤングケアラーに気づき、ニーズ把握と 支援につなげるためのガイドライン

(岩手県版)

令和5年2月

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

本誌は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」(厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーへの早期対応に関する研究 令和2年3月)をもとに作成したものです。

<目次>

1. なぜ、ヤングケアラーへの支援が必要か	1
(1) ヤングケアラーとは	1
(2) ヤングケアラーの実態について	2
(3) なぜ、子どもがケアを担うのか	2
(4) ヤングケアラーは本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある.....	4
(5) ヤングケアラーへの支援における要保護児童対策地域協議会の役割	4
2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置づけ	6
(1) まずは、子どもの権利侵害の可能性を客観的に把握できる子どもから	6
(2) アセスメントシートの活用・展開により、多様な視点からのヤングケアラーの把握へ	6
(3) ヤングケアラーを把握した後の、「支援体制」の構築が重要	7
3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント	8
(1) アセスメントの視点.....	8
(2) アセスメントの流れ	8
(3) 本アセスメントシートの使い方.....	13
(4) アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討.....	14
4. ヤングケアラーへの支援における留意点	15
(1) 「ヤングケアラー」であることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応.....	15
(2) ケアを担っていることを否定しない	15
(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮.....	15
(4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要	16
(5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも検討	16
(6) 「家族調整」が必要	16

資 料

附1 「ヤングケアラー」に気づくためのアセスメントシート(岩手県版)

附2 要支援児童等の様子や状況例 別表1【特定妊婦】・別表2【乳幼児期】・別表3【学齢期以降】

※「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成29年3月31日雇児総発0331第9号・雇児母発0331第2号)

附3 市町村要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応状況について

※岩手県保健福祉部子ども子育て支援室・岩手県要保護児童対策地域協議会 2023.2

附4 ヤングケアラーに関する相談・連絡先

1. なぜ、ヤングケアラーへの支援が必要か

(1) ヤングケアラーとは

本ガイドラインでは、「ヤングケアラー」を、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とします。

Point !

その子どもの生活や学業に支障がみられるかどうかは問わず、まずは、実際にケアを担っているかどうかということに着目します。

一般社団法人 日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として、以下のように紹介されています。

【図表1】ヤングケアラーの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

国の研究事業により行われた要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という)に対する「ヤングケアラーの早期発見に関するアンケート調査¹(以下、「2019年度調査」という)において、「ヤングケアラー」という概念を認識しているかについて聞いたところ、「認識している」と回答した要対協が 46.7%、「昨年までは認識していなかったが、認識するようになった」が 28.0%、「認識していない」が 25.0%と、前年度に実施された同調査²に比べて「認識している」と回答した要対協の割合が大幅に増加しました。

¹ 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの早期発見に関するアンケート調査」(2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの早期発見に関する調査研究) 2020.3

² 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」(平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」) 2019.3

しかし、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握しているかについて聞いたところ、「把握している」と回答した要対協は 30.1%にとどまり、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるがその実態は把握していない」の回答が 27.7%となりました。

ヤングケアラーという概念に対する認識はやや進んできているものの、ヤングケアラーの実態把握やヤングケアラーに対する取組みはまだまだ進んでいないのが現状であり、把握ができていないヤングケアラーがまだ多く存在すると考えられます。

(2) ヤングケアラーの実態について

2020年度に国の研究事業により実施された中学2年生、高校2年生を対象としたヤングケアラーの実態調査³において、世話をしている家族が「いる」との回答が、中学2年生で 5.7%、全日制の高校2年生で 4.1%いることがわかりました。

また、2021年度の研究事業において実施された、小学6年生及び大学生を対象としたヤングケアラーの実態調査⁴において、世話をしている家族が「いる」との回答が小学6年生で 6.5%いることがわかりました。大学生については、過去に世話をしていたとの回答が 4.0%、現在世話をしているとの回答が 6.2%いることがわかり、長期的な視点でヤングケアラーの把握、支援が必要とされている状況が窺われました。

【本県の状況】

本県の状況について、市町村要対協で支援したヤングケアラーの状況について調査⁵したところ、2020年度中には34人、2021年度中には 39 人のヤングケアラーがいることがわかりました。ケアを行っている子どもは小学1年生から高校3年生まで幅広い年代にわたり、家事や介助など複数のケアを担っている状況でした。

また、要対協で支援を受けている子どもは、すでに家庭生活の問題が顕在化しているケースであり、本県においても、把握されていない潜在的なヤングケアラーが多く存在すると考えられます。

(3) なぜ、子どもがケアを担うのか

親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスがとれている状態から、家族が病気になったり、障がいをもつことでケアニーズが増えたり、親の離婚やそれに伴う就労時間の増加などにより養育・扶養機能が不十分になると、そのバランスが崩れます。

そのバランスをとるために必要となるサポートを親族等や公的なサービスから受けることができない、またはそのサポートが十分でない場合に、子どもが家族のケアニーズを支える側にまわり、バランスをとるといふ状況が発生します。一度この状態になってしまうと、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムとなってしまうのです。

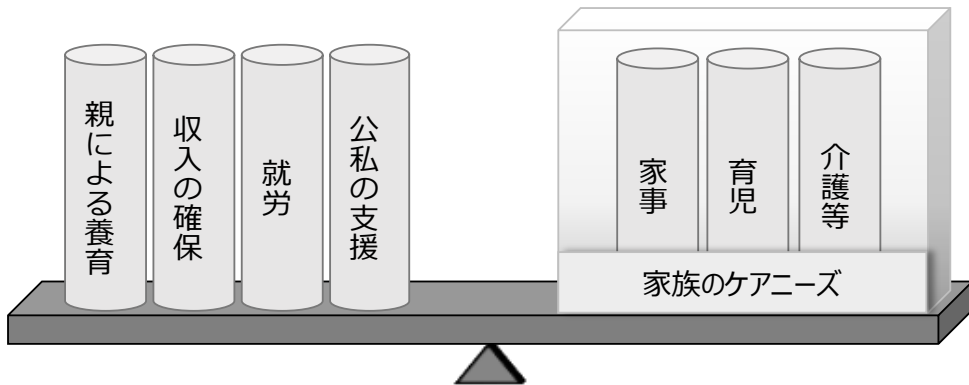
³ 三菱 UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「中高生の生活実態に関するアンケート調査」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究）2021.3

⁴ 株式会社日本総合研究所「小学生の生活についてのアンケート調査」/「大学生の生活実態に関するアンケート調査」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究）2022.3

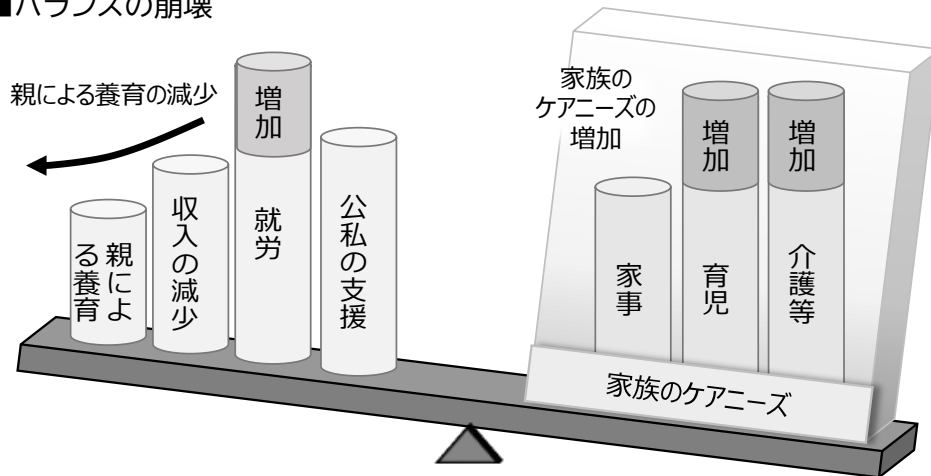
⁵ 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室「市町村要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関する調査」2022.1 及び 2023.2

【図表2】なぜ、子どもがケアを担うのか

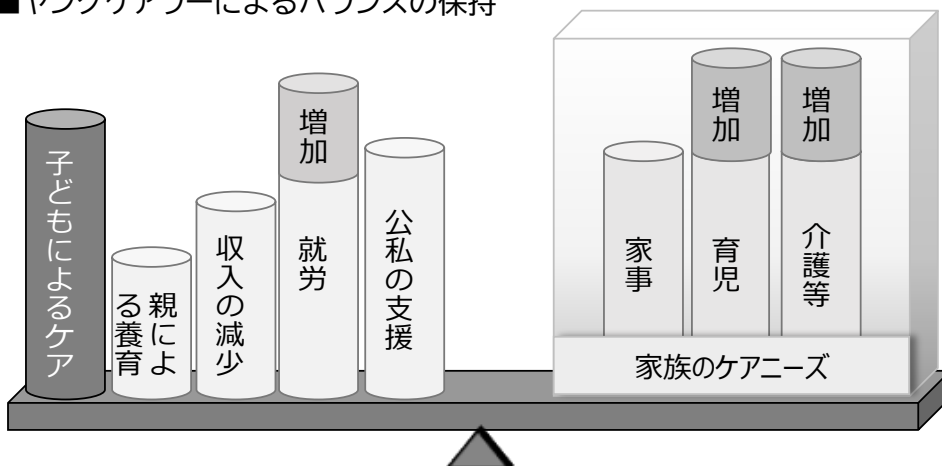
■ バランスの取れた生活



■ バランスの崩壊



■ ヤングケアラーによるバランスの保持



(4) ヤングケアラーは本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある

平成28年に改正された「児童福祉法」において、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」ことが明確化されました。子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの「育つ権利」などの様々な権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。

ヤングケアラーである子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身が行いたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。

しかし、子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてなかったりしている子どもも多くいます。2018年度に国の研究事業において実施された「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」⁶において、要対協が把握しているヤングケアラーについて、ヤングケアラー自身がヤングケアラーとして認識しているかについて聞いたところ、「認識している」との回答は約12%にとどまっていました。

そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。

ヤングケアラーであった子どもは、大人になってから仕事や人間関係がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、ヤングケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。例え1回であったとしても、「周りの人が助けてくれた」という経験をつくるのがヤングケアラーの将来のためにも重要です。

(5) ヤングケアラーへの支援における要保護児童対策地域協議会の役割

① 「子どもの権利侵害」の視点で子どもへの支援の必要性を確認

要対協におけるアセスメントは、「虐待かどうか」のアセスメントに偏りがちです。特に要支援児童の場合には、家庭支援に目が行ってしまうことも多く、子どもへの支援の必要性に関する確認が抜けやすいという現状があります。

しかし、虐待等による「生きる権利」の侵害だけでなく、「育つ権利」や「教育を受ける権利」など、子どもにとって侵害されている権利があれば、その権利が守られるよう必要な支援を行わなくてはなりません。

⁶ 三菱 UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」
(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究) 2018
(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_14.pdf)

まずは子どもの安全確保などの緊急性の高い対応を行うことが必要ですが、そのうえで改めて、また虐待等によるリスク・緊急性が低いと判断されたケースを含めて、後段で紹介する「アセスメントシート」等を活用し、子どもの権利が侵害されている状況にないか、子どもへの支援の必要性やどのような支援を必要としているか(ニーズ)を確認したうえで、必要な支援や関係機関につないでいくことが求められます。

- ② ヤングケアラー支援の核として、ヤングケアラーの認知度向上と多様な他機関との連携を期待
- ヤングケアラーへの支援においては、「ヤングケアラーである子どもの存在に気づくこと」と「子どもの状況や意向に応じた支援に結び付けていくこと」の2つをセットで考えていくことが重要です。そして、その2つのプロセスともに、学校や福祉・医療サービス、行政機関等の関係機関との連携・協力が必要です。

要対協は、児童福祉に関する機関だけでなく、多様な機関で構成されており、所管を超えた連携を行うための組織体です。そのため、要対協においてヤングケアラーに対するアセスメントや援助方針等が検討されることは、多様な機関による支援に円滑につながりやすいだけでなく、これらの機関においてヤングケアラーという概念が認知されることで、支援が必要な子どもたちの存在に気づくことにもつながっていくと考えられます。

本ガイドラインで紹介するアセスメントシート(アセスメント項目)を地域の関係機関において共有し、ヤングケアラーの概念、なぜ支援が必要かなどの認知度・理解の向上を図ることにより、ヤングケアラーである子どもの存在に気づき、円滑な支援につながっていくことを期待しています。そして、ヤングケアラーへの支援という視点から、ソーシャルワークとして子ども家庭、介護、障がい、医療といった領域を横断した機関がつながっていくことで、多様な選択肢の中から子どもの状況や意向に応じた支援メニューを選択できる環境づくりが進むことを期待します。

Point! 個人情報の取扱いについて

〔本人・家族からの同意〕

関係機関との情報共有にあたり、その後の支援を円滑に進めるためにも、子ども本人への説明と同意、家族への説明と同意を得ることが望ましいです。ただし、同意が得られない場合であっても、緊急度や重篤度に応じて、市町村や児童相談所へ相談することが必要な場合があります。

〔関係機関連携〕

児童福祉法の規定により、関係機関は「要支援児童」と思われる児童を把握した際には市町村へ情報提供するよう努めることとされているほか、要保護児童については市町村や児童相談所等へ通告することが義務付けられています。

また、要保護児童対策地域協議会においては、各種会議の参加者に守秘義務が課されていることから、本アセスメントで把握されたヤングケアラーについても、各機関が保有する情報を共有し、連携して支援を展開することが期待されます。

● 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

〔市町村への情報の提供〕 第二十一条の十の五

〔福祉事務所等への通告〕 第二十五条

〔(要保護児童対策地域協議会における) 秘密を守る義務〕 第二十五条の五

2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置づけ

(1) まずは、子どもの権利侵害の可能性を客観的に把握できる子どもから

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、子どもがそれらを担っているかを家族以外が把握することは容易ではありません。2019年度調査において、『ヤングケアラー』と思われる子どもはいるが、その実態把握してない」と回答した要対協にその理由を聞いたところ、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が最も多く、67.2%となりました。

そこで、本ガイドラインのアセスメントシートでは、「子どもと関わりのある第三者でも気づける可能性のある子どもの様子・状況」をアセスメント項目として整理しています。

そのため、これらのアセスメント項目で、全てのヤングケアラーが把握できるわけではありません。しかし、第三者でも気づける状況は、子どもの権利が侵害されている可能性が高く、支援の必要性も高いと考えられることから、まずはそのような子どもを把握し、支援につなげることを目的としています。

(2) アセスメントシートの活用・展開により、多様な視点からのヤングケアラーの把握へ

支援を必要としているヤングケアラーは、「客観的に把握できる子ども」だけではありませんが、そのような子どもを少しでも多く把握するためには、子ども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力が必要です。

より多くの視点からヤングケアラーの把握が進むよう、本ガイドラインのアセスメントシートの活用、展開がされていくことが望まれます。

① 子ども自身の気づきのきっかけとして

宮川らが高校生にたずねたヤングケアラーに関する調査⁷から、ヤングケアラーであるということ自分で認識するのは難しいということが指摘されています。また約半数が、自分がケアをしていることを誰にも話していませんでした。「学校に行けていない」など、外部からわかるような状況に至っていないと、周囲からは気づきにくいのもヤングケアラーの特徴の1つです。

そのため、要対協や学校などで気づくことができるようにしていくのと同時に、子ども自身が気づけるような機会をつくっていくことも重要であるといえます。不安を抱えている子どもが「自分はヤングケアラーかもしれない」ということが分かれば、相談につながる可能性も高まります。面談等において、アセスメント項目を参考とした質問を行うなど、幅広く活用することが期待されます。

② 学校におけるアセスメント

「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす場であり、子どもの様子がよくわかります。「学校に行けていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」など、子どもが本来やるべきこと、やれていないとはいけないことが「できていない」というサインが分かりやすく確認できる場です。また、子どもにとって「相談しやすい身近な大人」がいるかもしれません。

⁷ 宮川雅充、濱島淑恵「高校生の家庭生活と学校生活に関する調査-高校生ヤングケアラーの実態調査-」2017、宮川雅充、濱島淑恵「ヤングケアラーとしての自己認識」『総合政策研究』2019 (<http://hdl.handle.net/10236/00028289>)

そのため、学校は、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーへの支援の展開において、学校の協力は欠かせません。学校において、どのような視点で子どもの様子・状況をチェックすればよいのかを可視化したツールが作成されることで、「学校に来ているから問題ない」ではなく、改めて学校においてヤングケアラーであることが心配される子どものチェックが行われ、要対協に情報が報告される状況が望まれます。

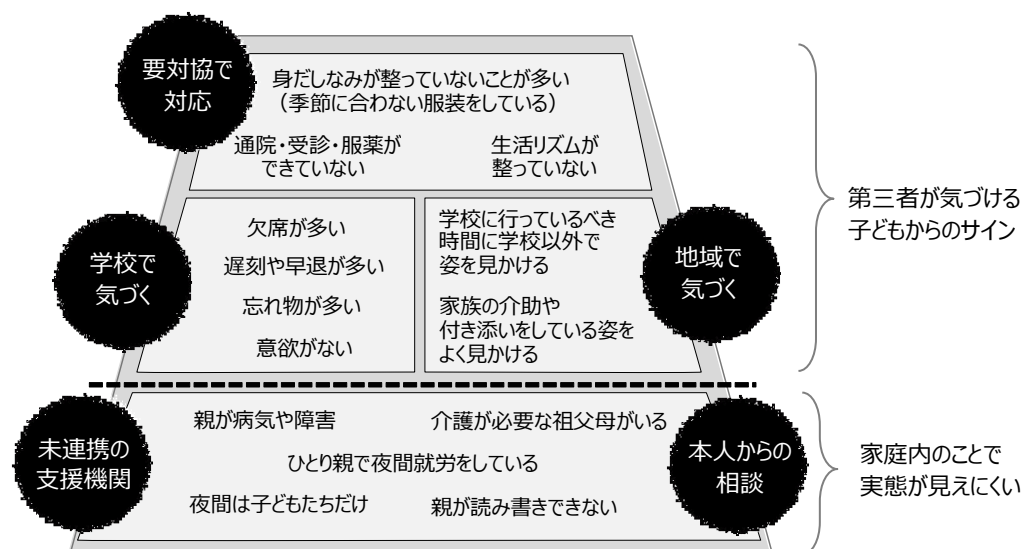
また、チェックする視点の可視化、共有することは、校内の連携支援はもとより、要対協が行うヤングケアラーに関する情報収集等を効果的に行うことにもつながっていくと考えられます。

③ 福祉サービス、医療機関、自立相談支援機関などの多様な機関におけるアセスメント

小さな子どもの親の中には、精神疾患を持っていて、精神科の医療機関や障がい福祉の機関等に通院等を行っているケースがあります。また、祖父母の介護をしているなどで、地域包括支援センターやケアマネージャーとの関わりがあるケースもあります。

そういった支援機関においても、ヤングケアラーの概念が浸透し、ヤングケアラーの可能性が確認されるようになれば、支援につながる可能性が高まります。学校におけるチェックシートと同様、それぞれの機関の特性を踏まえたチェック項目からなるツールに展開・共有されることで、多様な機関から情報が集まり、ヤングケアラーである子どもの存在に気づき、早期の支援につながることを望まれます。

【図表3】多様な視点からヤングケアラーを把握する



(3) ヤングケアラーを把握した後の、「支援体制」の構築が重要

前述の通り、ヤングケアラーへの支援の難しさの一因は「把握しにくい」ことですが、ヤングケアラーの認知度や理解が進んでいない現状においては、把握した後に「適切な支援につないでいく」ことができる環境づくりの取組みも必要です。本ガイドラインのアセスメント項目から把握できる子どもは、ヤングケアラーの一部かもしれません。しかし、本ガイドラインならびにアセスメントシート等の活用をきっかけとして、要対協で把握できるヤングケアラーへの支援の取組みが進められることで、多様な視点で把握されたヤングケアラーを含めて、適切に支援につなげていけるよう、市区町村における支援体制の強化や、活用できる資源の充実が期待されます。

3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント

(1) アセスメントの視点

前述の通り、本ガイドラインにおけるアセスメントは、「子どもの様子・状況」からヤングケアラーである可能性を把握することを目的としています。そのため、「子ども自身の権利が侵害されていないか」「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」であるかを確認していく構成としています。

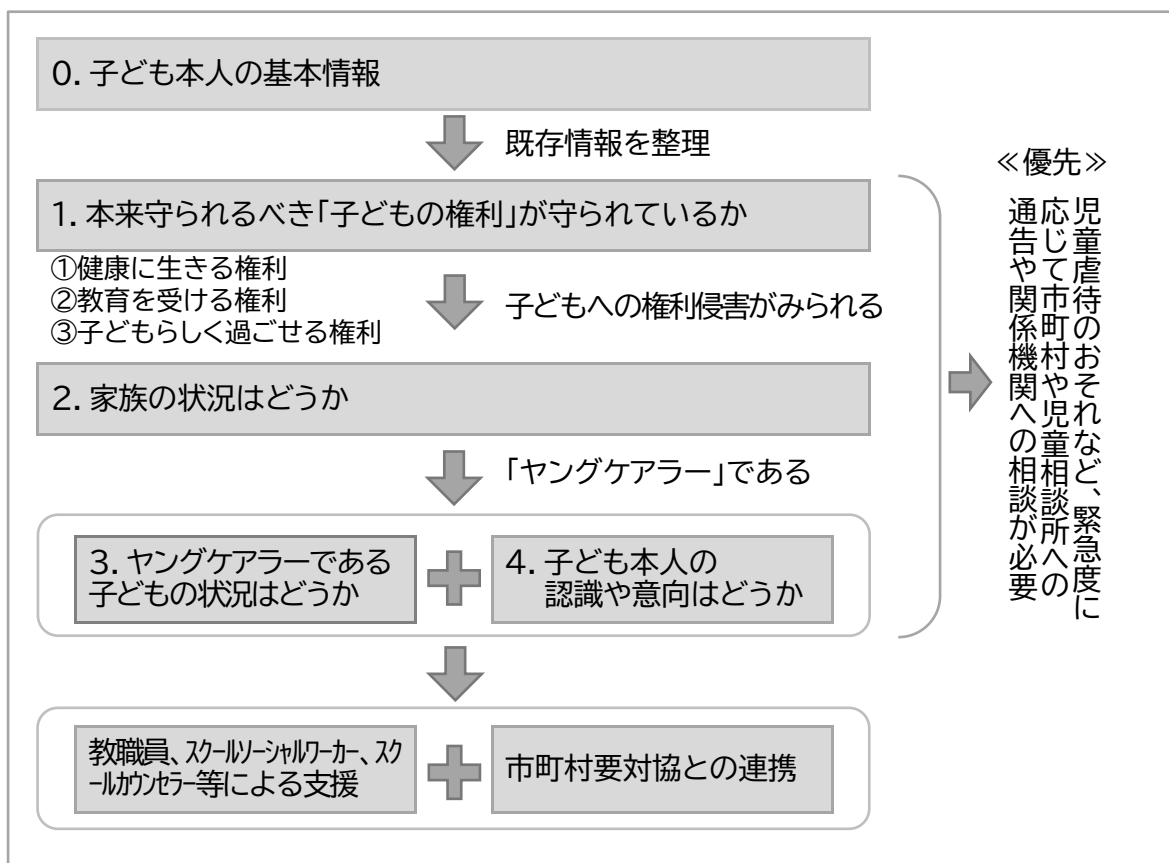
また、ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズ(必要としていること)を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の安全確保が最優先」である虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

なお、アセスメントの過程において、児童虐待、その他ヤングケアラー以外の支援を要する状況がみられる場合には、市町村や児童相談所等への通告や関係機関への相談が必要となる場合があります。その場合は、緊急度に応じて本アセスメントの実施に優先して対応してください。

(2) アセスメントの流れ

アセスメントの流れアセスメントは、次の基本情報と4つの視点で順に確認していきます。

【図表4】アセスメントの流れ



アセスメントの状況を踏まえ、関係者・機関間の情報共有を図り、必要な支援につなげていきます。

0. 子ども本人の基本情報

対象となる子どもの基本的な事項について、手元にある既存資料を整理します。本人、きょうだい、その他の家族が、既に市町村要保護児童対策地域協議会の支援対象となっている場合がありますので、可能な限り、子どもや家庭の情報を整理します。

もともと、児童虐待や養育不良、子ども本人の心身や行動上の課題に対する支援などが実施されていたとしても、その背景にケアを必要とする家族の存在や子どもがケアを担っている状態が潜んでいる場合があります。それぞれの要素が複合し、より困難を抱える場合もあります。

【図表5】「子ども本人の基本情報」に関するアセスメント項目

0. 子ども本人の基本情報	
氏名:	_____ 生年月日: _____年__月__日生 年齢: _____歳 性別: _____
身長:	_____ cm 体重: _____ kg 心身の状況: _____
所属名:	_____ 学年・組: _____ 部活/委員会等: _____

住所地	市/町/村
現在の連携状況 (有・無)	SC・SSW・市町村・児相 その他() 連携目的: _____

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか ~子ども自身の権利が侵害されていないか

守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。

これらの項目は、ヤングケアラーの子どもにみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認してください。なお、「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。

なお、項目の中に「多く」「よく」などの表現を使用していますが、その頻度が「支援を必要とする状態か」は、子どもの状況により異なります。まずはそのような子どもの様子があるかを確認したうえで、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断することが必要です。

【図表6】「子どもの権利」に関するアセスメント項目 ①~④

①健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる(何度もおかわりをする)	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	

- 家族に関する不安や悩みを口にしている
- 将来に対する不安や悩みを口にしている
- 極端に痩せている、痩せてきた
- 極端に太っている、太ってきた
- 生活リズムが整っていない
- 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服装をしている)
- 予防接種を受けていない
- 虫歯が多い
- 傷やあざなどがみられる(けがをすることが多い)
- 自分を傷つける行為がみられる

②教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い	
<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

③子どもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける(親・養育者と一緒にいるべき場面で)	
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
<input type="checkbox"/> 家事全般を担っている	
<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
④ ①～③以外で気になる状況・その他特記事項	

2. 家族の状況はどうか ~権利を侵害されている可能性のある子どもは「ヤングケアラー」か

1. において、子ども自身の権利の侵害がみられる場合には、「①家族の構成(同居している家族)」「②サポートが必要な家族の有無とその状況」、そして「③子どもが行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラーかどうかを判断します。

また、入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の身体を持ち上げるなどの身体的介護、ケアの相手の生命にかかわるケアや感情面のサポートなどは子どもにとって身体的・精神的な負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高いと考えられます。そのため、子どもが行っているサポートの内容については、具体的な状況を確認する必要があります。

なお、サポートが必要な家族が「特にいない」、子どもが行っている家族等へのサポートの内容が「特にしていない」という場合には、「ヤングケアラー」とはいえません。しかし、アセスメント時点で情報が不足していたということかもしれませんので、現時点では「ヤングケアラー」とはいえないというだけで、子どもの権利侵害がみられる場合には、その要因を確認し、必要な支援につなげることが必要です。

【図表7】家族の状況に関するアセスメント項目

①家族構成(同居している家族)			
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親	<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> 姉(人)	<input type="checkbox"/> 兄(人)	<input type="checkbox"/> 妹(人)	<input type="checkbox"/> 弟(人)
<input type="checkbox"/> その他()			
②サポートが必要な家族の有無とその状況			
<input type="checkbox"/> 特にいない			
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 若いきょうだいが多い		
<input type="checkbox"/> 障害がある	<input type="checkbox"/> 親が多忙		
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい		
<input type="checkbox"/> 精神疾患(疑い含む)がある	<input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い		
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/> その他()		
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容			
<input type="checkbox"/> 特にしていない			
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助		
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援※	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行		
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き		
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与		
<input type="checkbox"/> 通訳(日本語・手話)	<input type="checkbox"/> その他()		

※精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

3. ヤングケアラーである子どもの状況はどうか ～子どもがサポートしている相手や時間かどうか

「ヤングケアラーである」ことが確認された場合には、どのような支援が必要かを検討するために、「子どもがサポートをしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。子どもが自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。

また、公的サービスの利用が必要か、どの程度必要かなどを検討するために、家庭内において「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるかを確認します。

【図表8】ヤングケアラーである子どもの状況に関するアセスメント

図 ①子どもがサポートしている相手			
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親	<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> 姉(人)	<input type="checkbox"/> 兄(人)	<input type="checkbox"/> 妹(人)	<input type="checkbox"/> 弟(人)
<input type="checkbox"/> 家族全体	<input type="checkbox"/> その他()		
②子ども自身が家族のサポートに費やしている時間			
【平日】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり →()時間程度			
【休日】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり →()時間程度 <長期休暇時含む>			
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか			
<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる →誰か()			
④福祉等サービスを利用しているか			
<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる →利用内容()			
⑤その他、家族のサポートに関する特記事項			

4. 子ども本人の認識や意向はどうか ～子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか

ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら、支援につなげていくことが重要です。

子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認したうえで、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」「子ども本人がどうしたいと思っているか(想い・希望)」といった、子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。

また、子どものメンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう、「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」「子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認してください。

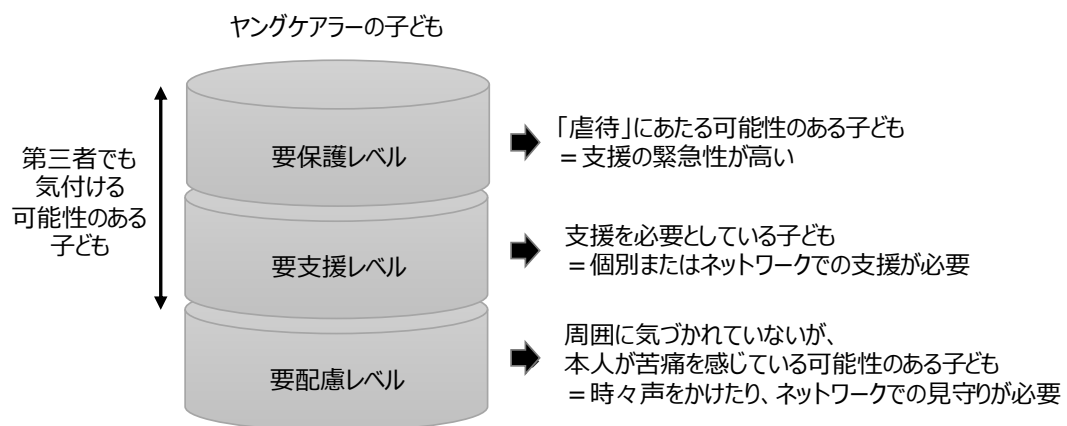
(4) アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

アセスメントの結果、子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。

子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。

また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。

【図表10】支援の必要性・緊急性の判断



冒頭に紹介した通り、ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」です。そのため、子どもが担っている家事や家族の世話を代わりにやってくれる大人やサービスにつなげ、子どもが不適切なケアを担うことを防止し、家事や家族の世話を行っている時間を減らすことが主な選択肢の1つになります。

つまり、ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありますが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢福祉や障がい福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援の方針を確認し、具体的な支援計画の作成は、これらの機関を含めた体制で実施することが重要です。

4. ヤングケアラーへの支援における留意点

- (1) 「ヤングケアラー」であることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応
－ 支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要

ヤングケアラーへの支援の難しさの1つが、「支援が必要な状況であること」を子ども自身や保護者等が認識していないケースが多いことです。支援の必要性を認識していない場合には、外部の人・機関が家庭内の事情に係ることへの抵抗感などがあり、簡単に支援につなぐことができません。

そのため、まずは「ヤングケアラー」という概念、子どもとして守られる権利があること、そしてその本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状況であることなどを、丁寧に説明し、子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。また、ヤングケアラーがサポートをしている人の病気や障がいの種類によっては、子ども自身や自分の家族に対してネガティブなイメージを持ってしまうこともあるため、十分な配慮と慎重な対応が求められます。

また、支援者の、ヤングケアラーにさせている親や家族への否定的な感情や態度により、親や家族を追い込むような非難、支援をすることで子ども自身を苦しめることのないよう、「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分留意してください。

- (2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たりまえだと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。

そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めていい」ということや、「自分の人生を生きてもいい」ということをしっかりと伝え、他の選択肢もあるということを示すことが重要です。

具体的には、ケアが必要な家族の状況や、地域における様々な支援について、ケアラーである子どもの年齢等に応じた理解が図られるよう適切な情報提供を行い、子ども自身が考えたり判断できるよう支援するとともに、ケアの負担軽減につなげていくことも必要です。

- (3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受ける」ことに対する抵抗感があったり、「支援を受けている」と知られることが恥ずかしいと思う子どももいます。また、ヤングケアラーの場合には、「支援が必要な家族がいる」、「支援を受けなくてはいけない家庭状況である」ということを周囲に知られたくない子どももいます。

ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないようにするために十分に配慮した対応が必要です。

また、ヤングケアラー自身が相談したことを、家族に知られたくないという場合があります。ヤングケアラーからの相談を受けて対応する際には、その点にも留意する必要があります。

(4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

ヤングケアラーに対する支援は、ケア対象者を福祉サービス等につなぎ、ヤングケアラー自身のケアからの解放や負担軽減を行うことだけではありません。ヤングケアラーである子どもたちは、支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになる一方で、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感を抱くことも多く、メンタル面でのサポートも重要になります。

また、ケア対象者のケアが必要でなくなった後、その喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまう人もいます。ヤングケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が重要です。

ヤングケアラーは、同じ境遇の人たちと自分の状況を安心して話すことができ、共感を得られる場を、また元ヤングケアラー(ヤングケアラーではなくなった子どもや以前ヤングケアラーであった若者など)は自分の過去を振り返って皆で共有する機会を求めています。そのような場所づくりを含め、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが相談しやすい人・機関やメンタル面でのサポート体制を考慮する必要があります。

(5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも検討

メンタル面以外においても、子ども自身が社会生活を営むために支援が必要である場合には、子ども・若者支援地域協議会など地域の支援組織に引継ぐなど、子どもが適切な支援を受けられる環境につないでいく必要があります。

(6) 「家族調整」が必要

ヤングケアラーが発生している家庭は、ヤングケアラーがいてバランスがとれている状態となっているため、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっています。そのため、ヤングケアラーへの支援においては、その家族システムの調整が必要となります。

しかし、ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあります。また、ヤングケアラーが担っているケアを、「サービス」につなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要となります。ヤングケアラーである子どもを孤立させないよう、守りながら、一方で、家族調整をどう行っていくか、慎重な検討と対応が求められます。

また、子どもに焦点を当てながら家族への包括的な支援を行うため、自機関で抱え込むのではなく、様々な機関や支援者が関わる必要があります。「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」⁸を参考とするなど、地域で子ども・家族を支えていくためにチームとして取り組むことが重要です。

⁸ 有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究) 2022 (<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/life-sciences-health-care/hc/jp-hc-young-carer01R.pdf>)

資 料

各種資料は、岩手県ホームページ「岩手県ヤングケアラー支援体制強化事業」からダウンロードできます。
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/jidou/1003877/1060184/index.html>

「ヤングケアラー」に気づくためのアセスメントシート (若手県版)

作成機関【 】 初回作成日【 年 月 日】
 担当者職・氏名【 】 修正日【 年 月 日】

0. 子ども本人の基本情報		住所地	市/町/村
氏名： _____	生年月日： ____年 ____月 ____日生 年齢： ____歳 性別： ____	現在の 連携状況 (有・無)	SC・SSW・市町村・児相 その他 () 連携目的： _____
身長： _____cm	体重： _____kg 心身の状況： _____		
所属名： _____	学年・組： _____ 部活/委員会等： _____		

対 応	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 自機関対応 (内容： _____) <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 通告
	連絡先 (_____) 連絡日 (____年 ____月 ____日)

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか ~ 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもに気づくために → 児童虐待、その他ヤングケアラー以外の支援を要する場合には、別途通告等の対応が必要です

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★ <input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりする) ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている) <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> 傷やあざなどがみられる (けがをすることが多い) <input type="checkbox"/> 自分を傷つける行為がみられる	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い ★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校 (部活含む) に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくるが多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★ <input type="checkbox"/> 生活のために (家庭の事情により) 就職している ★ <input type="checkbox"/> 生活のために (家庭の事情により) アルバイトをしている ★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける (親・養育者と一緒にいるべき場面で) <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない <input type="checkbox"/> 家事全般を担っている <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
④ ①～③以外で気になる状況・その他特記事項		

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」であるかどうかの確認

①家族構成 (同居している家族)	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> 姉 (人)	<input type="checkbox"/> 兄 (人) <input type="checkbox"/> 妹 (人) <input type="checkbox"/> 弟 (人)
<input type="checkbox"/> その他 (_____)	
②サポートが必要な家族の有無とその状況	
<input type="checkbox"/> 特にいない	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障害がある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患 (疑い含む) がある	<input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 特にしていない	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援※	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳 (日本語・手話)	<input type="checkbox"/> その他 (_____)

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> 姉 (人)	<input type="checkbox"/> 兄 (人) <input type="checkbox"/> 妹 (人) <input type="checkbox"/> 弟 (人)
<input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
②子ども自身が家族のサポートに費やしている時間	
【平日】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → (_____) 時間程度	
【休日】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → (_____) 時間程度	<長期休暇時含む>
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 誰か (_____)	
④福祉等サービスを利用しているか	
<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 利用内容 (_____)	
⑤その他、家族のサポートに関する特記事項	

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識していない <input type="checkbox"/> 認識している	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 誰に (_____)	
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 誰か (_____)	
④子ども本人がどうしたいと思っているか (想い・希望)	

※「情緒的な支援」とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

別表 1

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
妊婦・ 出産	妊婦等の年齢	18歳未満 18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満 夫(パートナー)が20歳未満	
	婚姻状況	ひとり親 未婚(パートナーがいない) ステップファミリー(連れ子がある再婚)	
	母子健康手帳の交付	未交付	
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的・妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く) 産みたくない。	
	妊娠状況	産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。	
	胎児の状況	疾病 障害(疑いを含む) 多胎	
	出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。(妊娠36週以降) 出産後の育児への不安が強い。	
	妊婦の 行動・ 態度等	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存(過去も含む)がある。 薬物の使用歴がある。 飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)
セルフケア		妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態	
虐待歴等		被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。	
気になる行動		同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない) 突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす) 周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
家族・ 家庭の 状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている。 夫(パートナー)の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。	
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む) 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
	社会・経済的背景	住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など 健康保険の未加入(無保険な状態) 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用(予定も含む)	
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。	
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く) 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)	
【その他 気になること、心配なこと】			

別表 2

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をおねだることがよくある。
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことで激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしていない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが多く	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

別表 3

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相应な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことで激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしていない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが多くいる	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

市町村要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応状況について

児童虐待防止アクションプラン（2021-2025）の実績報告において、ヤングケアラーを把握していると回答があった市町村に対して追加調査を実施したものの。

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和3年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは39件であった。13市町村において確認され、1市町村あたりの把握数は1～10名と幅がみられた。

区分	令和3年度	令和2年度	
要保護児童	登録ケース数	1,781件	1,593件
	ヤングケアラー数	22件	29件
要支援児童	登録ケース数	864件	1,017件
	ヤングケアラー数	17件	3件
特定妊婦	登録ケース数	232件	309件
	ヤングケアラー数	0件	2件
合計	登録ケース数	2,877件	2,919件
	ヤングケアラー数	39件	34件

2 要保護児童対策地域協議会における対応事例

令和3年度中に市町村要保護児童対策地域協議会において支援を受けていた39人のヤングケアラーについて、各市町村から具体的な状況を確認した。

(1) 要保護ケースの主訴（n=22）

要保護児童対策地域協議会で把握された39名のヤングケアラーについて、22名が「要保護児童」として関わりがあり、そのうちネグレクトケースが15件（68.2%）と最も多くなっている。また、「要支援児童」としての関わりがあるケースが17名となっており、前年度の5名から増加している。子育て支援や障がいを持つ児童への療育支援が必要な家庭においてもヤングケアラーが確認されている。

種別	令和3年度	令和2年度
身体的虐待	4（18.2%）	3（10.3%）
ネグレクト	15（68.2%）	18（62.1%）
心理的虐待	3（13.6%）	5（17.2%）
性的虐待	0（0.0%）	0（0.0%）
その他	0（0.0%）	3（10.3%）
合計	22（100.0%）	29（100.0%）

(件)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの性別（n=39）

女性の割合が高くなっている。

性別	令和3年度	令和2年度
男性	14（35.9%）	14（41.2%）
女性	25（64.1%）	20（58.8%）

(人)

(3) ヤングケアラーと思われる子どもの学年（n=39）

中学2年が8人、小学6年が6人、高校2年が5人と多くなっているが、多子世帯ではきょうだい内で年長に当たる小学校低学年からお世話をしている場合もあり、小学1年生から高校生に至るまで幅広い年代にわたって存在していた。今回は未就学年代についても確認したが、該当はなかった。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
令和3年度	1 (2.6%)	0 (0.0%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	6 (15.4%)
令和2年度	1 (2.9%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)

(人)

	中1	中2	中3
令和3年度	5 (12.8%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)
令和2年度	3 (8.8%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)

(人)

	高1	高2	高3	その他
令和3年度	3 (7.7%)	5 (12.8%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)
令和2年度	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)

(人)

(4) ケアの対象者（n=39 重複回答）

幼いきょうだいが20件（54.3%）と最も多く、次に親が14件（35.9%）となっているほか、同居親族やきょうだいの子どものケアをする例もみられた。また、複数の家族のケアしている場合が18件（46.2%）あり、家族ケアの負担が大きく、かつ多様化している状況がうかがわれた。

	親	幼いきょうだい	きょうだい	祖父母	その他	複数
令和3年度	14 (35.9%)	20 (54.3%)	2 (5.1%)	4 (10.3%)	5 (12.8%)	18 (46.2%)
令和2年度	15 (44.1%)	23 (67.6%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)		8 (23.5%)

(件)

(5) ヤングケアラーが行っているケアの内容 (n=39 重複回答)

行っているケアの内容は、介助・介護等が29件(74.4%)となっている。家事と介助・介護等の双方を担っている場合が14件(35.9%)あり、ケアが家庭生活全般に及んでいる状況となっている。

	家事	介助・介護等	左記の複合
令和3年度	22 (56.4%)	29 (74.4%)	14 (35.9%)
令和2年度	31 (91.2%)	18 (52.9%)	15 (44.1%)

(件)

(6) ヤングケアラーの状況と支援の内容

生活リズムの乱れや学校生活への支障、心身の不調がみられたほか、いじめや社会的な問題行動の発現につながっている例があった。支援については、学校や関係機関により見守りの他、市町村や児童相談所の関与、医療機関への通院などが中心であり、ヤングケアラー状態に対することへの支援が少ない状況となっている。また、ケアとは関係なく、もともと子ども自身が発達障がいや不登校などの課題を抱えていたり、離婚等により家庭環境が不安定であった例もあり、ヤングケアラー状態に加え、より複合化・複雑化した支援ニーズを抱えている状況も見受けられた。

きょうだいケースや類似したものを本旨を変えない範囲でまとめています。

事例No.	ヤングケアラーの状況	ヤングケアラーへの支援の内容
1	・ 金銭抜き取り ・ 課外活動欠席	・ 担任による面接 ・ 市担当者による面接。 ・ 関係機関との情報共有。
2	・ 家事で遅刻することもある。 ・ 朝食を摂らないことがある。 ・ 学力低い。家庭学習をしない。	・ 学校との面談。 ・ 関係機関との情報共有。
3	・ 家賃、光熱水費滞納。	・ 市担当者による本児面談。 ・ こども食堂紹介。
4	・ 経済困窮。 ・ 父母不仲。	・ 児童相談所で定期面談。
5	・ 知的障害。	・ 学校、放課後等デイサービス等との情報共有。 ・ 市・児童相談所担当者による面談 ・ 一時保護。
6	・ 不登校傾向。	・ 所属との情報共有。
7	・ 不登校。 ・ 自閉症(児童精神科受診あり)	・ 父への障害サービス利用導入確認。 ・ 所属との情報共有。
8	・ 不登校。 ・ リストカット。大量のピアス。オーバードーズ。	・ 市担当者の面接 ・ 精神科受診につなぐ。 ・ 適応指導教室につなぐ。
9	・ 登校渋り。 ・ 友人トラブル多い。 ・ 貧困を理由とするいじめ。	・ 市担当者による家庭訪問。 ・ 所属との情報共有。

10	・ 登校するも保健室で寝ている。	・ 祖母への介護サービスの導入。 ・ 所属との情報共有。 (R4 重層的支援体制整備事業による支援)
11	・ 学校を休む ・ 不衛生(入浴しない)	・ 福祉サービスの利用による負担軽減
12	・ 朝食を食べてこない ・ 不衛生(入浴しない)	・ 学校の支援
13	・ 不衛生(入浴しない)	・ 学校の支援
14	・ 学校生活には問題ないが、家事手伝いが疲れたとの訴えがあった。 ・ 家事をするのが当たりまえの事となっている。	・ 学校の支援
15	・ 不登校	・ スクールカウンセラー ・ 担任の家庭訪問
16	・ 児本人が学校以外に相談したくないとして関係機関の関与を拒否	・ 学校による面談、児への助言
17	・ 家事の負担	・ 実母退院後、現在は実母も叔父夫婦宅で同居。 ・ 市が児童等の面談を行い、生活状況について確認。
18	・ 家庭の労働力となっている ・ 宿題をする時間がないと思われる ・ 公共料金、家賃の滞納	・ 市が児童等の面談を行い生活状況について確認。 ・ スクールカウンセラーによる面接。
19	・ 学校を休みがち、遅刻しがち ・ 公共料金、家賃の滞納	・ 市が児童等の面談を行い生活状況について確認。
20	・ 父子家庭であるが、離母のところへ外泊し学校を休むことがある。	・ 定期的な家庭訪問 ・ 学校での見守り ・ 生活援助の利用による家事負担軽減
21	・ 母が躁状態による徘徊がみられ、入院となったが、学校では何の変化もなく生活していた。 ・ 後日、母へ暴力を振るっていることが判明した。	・ 定期的な家庭訪問 ・ 学校での見守り、面談 ・ 生活援助の利用は拒否
22	・ 歯科、眼科の治療が未受診、中断。 ・ 非課税世帯であり経済困窮。 ・ 自宅で動物を多頭飼育しており不衛生な住環境。	・ 学校教諭による面接 ・ 市家庭相談員による家庭訪問、電話連絡。利用可能な制度等についての情報提供。
23	・ 学力不振(テスト前日でも弟妹の世話のため勉強ができない)	・ 市相談員による面接
24	きょうだいA) 学校を休みがち、学力不振は見られるが、ケアが原因ではない。 きょうだいB) 登校は積極的であり、学校生活等への支障は見られない	・ スクールカウンセラーによる面接
25	・ 心身両面での不調が続いていたが、定期受診を行うことで改善傾向にある。 ・ 高卒後の進路(県外就職)が決定(資金面での悩み) ・ 学校は登校できている	(精神面のケア) ・ 医療機関 ・ 精神科医による定期的なカウンセリング ・ 高等学校 ・ 養護教諭及びスクールカウンセラーによる面接
26	・ 看病のため欠席	・ スクールカウンセラーによる面接 ・ 町交対協による定期的な訪問 ・ 学校からの定期的な訪問
27	・ 家庭の事情により学校を休むことあり。 ・ 友人とのトラブルが多い。 ・ 集金は遅れ気味。	・ 児童相談所による面接

28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や保育園の集金は滞納 ・ 家庭の事情で学校を欠席することあり。 ・ 家庭の事情で学習道具が揃わない。 ・ 発達障がいの診断あり、支援学級所属 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所による面接
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活でのトラブルがあり、不登校に。 ・ 通信制の高校へ転学し、部活の練習のため、登校できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問にて面接
30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を摂らず登校する時がある ・ 学習と手伝いで睡眠時間が取れない ・ 電気が壊れた事を言えずスマホのライトで家庭学習をする ・ 体調不良でも病院へ連れて行ってもらえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師による面接
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校集金や放課後デイ利用料の滞納 ・ お弁当を自分で作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フードバンクによる食糧支援 ・ スクールカウンセラーによる面接

<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援事業の利用（毎週日曜日） ・ 学童保育の利用 ・ 債務整理 ・ 子どもの病院受診への同行 ・ 子育てサービス等の紹介 ・ 市町村担当による面談による状況確認 ・ 児童相談所で定期面談 ・ 社会福祉協議会による食糧支援 ・ 就学援助の紹介、利用 ・ 重層的支援体制整備事業による支援 ・ 女性相談員との定期面談 ・ 障がいのあるきょうだいを施設入所につなげ、安定・安心した養育環境を確保した ・ 生活保護申請勧奨 ・ 生活保護担当からの指導 ・ 生保CWによる訪問 ・ 精神科病院への定期通院 ・ 精神科病院への入院 ・ 祖母と定期に連絡を取っている ・ 祖母への支援（保健師） ・ 相談支援事業所による家庭訪問、家族への相談支援 ・ 退院後、叔父（母の兄）宅で生活 ・ 父との面接 ・ 父親への連絡 ・ 暮らしの相談室で経済面の相談 ・ 母の通院先との情報共有
--

(7) ケアを必要とする家族への支援の状況

医療や各種サービス利用など、家族のケアニーズに対する支援に加え、フードバンク、就学援助や生活保護など、家庭全般に係る経済的な支援が必要とされている状況がみられた。また、家庭訪問による状況確認にとどまっていたり、社会資源の情報提供は行うものの、実際にはサービス利用につながっていない例もみられた。少数ではあるが、市町村における重層的支援体制整備事業における支援につながっている家庭もあったことから、このように地域で家族を包括的に支援していくための体制づくりを広げていく必要があると認識される。

類似したものを本旨を変えない範囲でまとめています。

要ケア家族への支援の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医療機関との連携 ・ 各種福祉サービスの利用 ・ 家庭訪問し、母と面談（相談助言、サービス利用の情報提供） ・ ケースワーカー（生活保護）及び保健師による家庭訪問 ・ 子ども本人を通して、利用可能な制度等についての情報提供 ・ 市町村担当と児童相談所による面談 ・ 市町村担当による家庭訪問、電話での支援 ・ 市町村担当による室内の清掃 ・ 市町村と学校との情報共有 ・ スマイルプロジェクト（清掃）利用 ・ フードバンクによる食糧支援 ・ 不登校気味であるきょうだいのこと等、子ども自ら市担当への相談を希望あり、訪問等で面接を実施 ・ 家計相談による支援を検討中 ・ 介護等サービスの情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校からの指導 ・ 学校から母への面談 ・ 学校による本児への対応

= ヤングケアラーに関する相談・連絡先 =

岩手県ヤングケアラー相談支援窓口

(委託：特定非営利活動法人 もりおかユースポート)

▶ヤングケアラー支援専用電話 080-8201-4053

【受付時間】 月～金曜・第2,4土曜 9:00～17:00
夜間対応 毎週火曜 18:00～19:00



▶メール相談・LINE 相談

mail@y-carer.net

▶おしゃべり広場 palori loco (ヤングケアラーサロン)

- ・ 土日・祝日や長期休みの期間に開催
- ・ オンライン (Zoom) / 会場参加
- ・ ホームページ・SNS で開催状況をお知らせしています。



市町村の支援機関

(地元の支援機関を確認しておきましょう)

▶市町村役所・役場

- | | | |
|-------------|-----|-------------|
| ・ 子ども家庭福祉担当 | 室・課 | TEL : _____ |
| ・ 母子保健担当 | 室・課 | TEL : _____ |
| ・ 障がい福祉担当 | 室・課 | TEL : _____ |
| ・ 高齢福祉担当 | 室・課 | TEL : _____ |
| ・ 生活福祉担当 | 室・課 | TEL : _____ |

▶市町村社会福祉協議会 TEL : _____

児童相談所

▶岩手県福祉総合相談センター

- | | | |
|-----------|-----------|--------------------|
| ・ 児童相談第二課 | [盛岡・中部圏域] | TEL : 019-629-9604 |
| ・ 県北駐在 | [久慈・二戸圏域] | TEL : 0194-53-4982 |

▶岩手県一関児童相談所 [胆江・両磐・気仙圏域] TEL : 0191-21-0560

▶岩手県宮古児童相談所 [宮古・釜石圏域] TEL : 0193-62-4059

児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783
児童相談所虐待対応ダイヤル 189

ヤングケアラー支援全般について

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 子ども家庭担当

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL : 019-629-5457 FAX : 019-629-5464

Mail : AD0007@pref.iwate.jp

HP : <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/jidou/1003877/1060184/index.html>

ヤングケアラーに気づき、ニーズ把握と
支援につなげるためのガイドライン
(岩手県版)

令和 5 年2月

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL:019-629-5457 FAX:019-629-5464
E-mail:AD0007@pref.iwate.jp